

締約国に関する情報
J M

ジャマイカ

附属書 B 1
J M

一般情報

国内官庁の名称	Jamaica Intellectual Property Office (JIPO) (ジャマイカ知的所有権庁 (J I P O))
所在地及び郵便のあて名	18 Trafalgar Road, Kingston 10, Jamaica
電話番号	(876) 946 1300
電子メール	info@jipo.gov.jm
インターネット	https://www.jipo.gov.jm
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	電子メール
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない
ジャマイカの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、ジャマイカ知的所有権庁 (J I P O) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
ジャマイカが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	ジャマイカ知的所有権庁 (J I P O) (国内段階参照)
ジャマイカを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案 (実用新案は特許に追加して求めることができる)
国際型調査に関するジャマイカの規定	特許意匠法第20条(2)(b) (2020年法律No. 1)
国際公開に基づく仮保護	なし
ジャマイカが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報	
ジャマイカが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合, 管轄官庁は通知に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし